

## 羽島市告示第 1 7 3 号

災害時における飲料水等の安定的な確保及び利用者の利便に資することを目的として災害対応型自動販売機等の設置を希望する事業者の公募をすることについて、次のとおり羽島市災害対応型自動販売機等設置事業者募集要項を定めたので、公示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

羽島市長 松 井 聡

### 羽島市災害対応型自動販売機等設置事業者募集要項

#### 1 公募物件

##### (1) 設置場所

別添「羽島市災害対応型自動販売機等設置公募物件説明書」のとおり。

##### (2) 設置期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日まで（5 年間）

##### (3) 公募形態

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付

#### 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができるものとする。

##### (1) 人的要件

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 条に規定する成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 9 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第 1 1 条に規定する準禁治産者

③ 民法第 1 2 条に規定する被保佐人であって、同法第 1 3 条に規定する契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 民法第6条に規定する営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 契約的要件

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。

- ① 羽島市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 羽島市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が羽島市と契約を締結すること又は羽島市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により羽島市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて羽島市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けている者であること。
- (6) 登録する営業所等の所在地における市町村民税及び消費税の滞納がない者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 公募条件等

設置事業者の公募申込について、次の要件を満たしていること。

#### (1) 設置事業者の要件

設置事業者の個人・法人を問わず、過去5年以内に岐阜県又は岐阜県内市町村施設の自動販売機設置許可の実績があること。

#### (2) 貸付料等

##### ① 貸付期間

貸付期間は、1の(2)設置期間のとおりとする。ただし、羽島市が許可物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき、当該市有施設を廃止するとき、設置事業者（借受者）がこの要項に定める事項のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他羽島市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することができるものとする。

##### ② 貸付料

ア 別添「羽島市災害対応型自動販売機等設置公募物件説明書」のとおり。

イ 物件番号1から3までは、課税物件とし、物件番号4については、非課税物件とする。

ウ 羽島市が設定する最低応募価格以上で申込みがあったもののうち、最高の応募価格をもって貸付料とする。

エ 貸付料は、羽島市が発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料を指定する期限までに全額納入するものとする。設置期間が1年に満たない端数があるときは月割りををもって計算する。（円未満の端数については、初年度分に含む。）

##### ③ その他必要経費等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む。）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負

担とし、羽島市が発行する納入通知書により、羽島市の指定する期限までに全額納入するものとする。

ウ その他、設置に際し、必要となる工事等についても設置事業者の負担とする。

#### ④ 販売実績の報告

設置事業者は、1年間の販売実績（1台ごとの販売数量及び販売金額）をとりまとめ、毎年5月末までに管財課に販売実績報告書（任意様式）を電子データで提出するものとする。

### (3) 使用上の条件

設置期間前及び設置期間中は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 契約書の各条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに納付すること。
- ② 設置許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ。）。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- ④ 電気使用量計測用子メーターを設置すること。
- ⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、羽島市の指示に従うこと。
- ⑥ 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑦ 物件番号1、2及び4の自動販売機については、すべて飲料用自動販売機とし、その販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの缶・びん・ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- ⑧ 物件番号3の自動販売機については、食料品を含んだ自動販売機及び飲料用自動販売機各1台とし、その販売品目は、菓子、パンなどの食料品及びお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの缶・びん・ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- ⑨ 販売品の具体的な構成については、契約締結後、事前に羽島市と協議すること。

- ⑩ 物件番号 1 ～ 4 の飲料用自動販売機については、災害救援機能必須の自動販売機とし、物件番号 3 の食品自動販売機については、災害救援機能を導入できるよう努めること。
- ⑪ 羽島市に震度 5 弱以上の地震等の大規模災害発生時、羽島市が飲料等の提供を要請した場合に自動販売機内の全ての飲料等が無償で提供すること及び機内在庫以外の飲料等について救援物資として優先的に有償提供を行う旨の協定を締結すること。
- ⑫ 全物件について、2 種類以上のキャッシュレス決済に対応すること。

#### (4) 維持管理責任

次のことを遵守すること。なお、羽島市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、羽島市は一切の責任を負わないものとする。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこととし、特に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機を設置するにあたっては、災害時に使用できるよう安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ等については、設置事業者の責任において対応することとし、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

#### (5) 自己都合による自動販売機の撤去

- ① 設置事業者は、設置許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の 3 月前までに羽島市に書面により通知しなければならない。この場合において、納入済の貸付料は、還付しないものとする。
- ② 使用期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合は、同物件

にかかる次回の公募手続きに参加できないものとする。

(6) 原状回復

- ① 設置事業者は、設置期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復しなければならない。
- ② 設置事業者は、原状回復に際し、一切の補償を羽島市に請求することができないものとする。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

① 申込先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地  
羽島市役所総務部管財課（本庁舎3階）

② 申込期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）まで（羽島市の休日を定める条例（平成2年羽島市条例第1号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時45分から午後4時45分まで（正午から午後1時00分まで（以下「休憩時間」という。）を除く。）

③ 申込方法

持参又は郵送（配達証明又は簡易書留）によるものとし、電話、ファックス及び電子メールによる受付は行わない。

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの。）
- ③ 3の(1)に係る自動販売機設置実績（許可書、契約書等）の写し
- ④ 印鑑登録証明書の写し（法人の場合、代表者印鑑証明書）（発行後3月以内のもの）
- ⑤ 法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書の写し、個人の場合は、市区町村長が発行する身分（元）証明書（発行後3月以内のもの）の写し
- ⑥ 納税証明書の写し（発行後3月以内のもの）
  - ア 国税に係る納税証明書

(ア) 法人の場合は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について  
未納税額のない証明書

(イ) 個人の場合は、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」につ  
いて未納税額のない証明書

イ 市町村民税完納証明書等

事業者（契約締結等の権限を営業所等に委任する場合は、営業所等）の  
所在地における市町村民税の完納証明書

⑦ 委任状（任意様式）（法人において支社、営業所等で参加する場合）

※ 羽島市入札参加資格者名簿への登録をしている事業者については、④から  
⑦までの提出書類を省略することができる。

## 5 質問及び回答

本公募に関する質問がある場合は、質問書（様式第3号）を提出すること。質問  
書以外での受付は行わないものとする。質問書の提出は、応募申込書提出を行っ  
た者に限り受け付け、質問がない場合は、提出の必要はない。

(1) 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）まで（休日を除く。）  
の午前8時45分から午後4時45分まで（休憩時間を除く。）

(2) 提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メールでの送付とする。

E-mail アドレス：kanzai@city.hashima.lg.jp

(3) 質問への回答

羽島市ホームページにおいて令和8年8月13日（木）までに回答を公表す  
る。

URL: <https://www.city.hashima.lg.jp/>

## 6 見積書の提出

(1) 見積書の提出

① 受付期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）まで（休日除  
く。）の午後4時00分（休憩時間除く。）まで

② 提出方法

持参又は郵送(受付期限までに配達完了が確認できる方法)とする。

③ 提出先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所総務部管財課(本庁舎3階)

④ 提出書類

見積書(様式第2号)

※ 封入封緘して提出すること。

(2) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 応募資格のない者がしたもの
- ② 所定の見積書によらないもの
- ③ 見積金額が最低応募価格未満の額のもの
- ④ 応募者の記名押印がないもの
- ⑤ 応募者の応募者印(実印)と異なる印鑑を押印したもの
- ⑥ 応募者が同一物件について2通以上の見積書を提出した場合、その全部のもの
- ⑦ 見積金額、応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑧ 見積金額が訂正されたもの
- ⑨ 見積もりに関し、不正な行為を行った者がしたもの
- ⑩ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの
- ⑪ その他見積書に関する条件に違反したもの

7 見積合わせ

(1) 日時

令和8年8月31日(月) 午前10時00分

(2) 場所

羽島市役所本庁舎3階入札室

8 設置事業者の資格要件の審査・決定

- (1) 本市が設定する最低応募価格以上で、かつ最高価格の見積りをした者を自

動販売機設置事業候補者(以下「事業候補者」という。)とする。

- (2) 最高価格の見積をした者が2者以上ある場合は、後日指定する日時にくじにより事業候補者を決定する。
- (3) 事業候補者に対し、参加資格要件の書類審査を行ったうえ、設置事業者として決定する。
- (4) 事業候補者に応募参加資格がないと認めた場合は、当該事業候補者に次ぐ価格で有効な応募を行った者を新たな事業候補者とする。
- (5) 設置事業者を決定したときは、羽島市ホームページにおいて結果を公表する。
- (6) 設置事業者に決定した者は、指定した期日までに、契約及び協定の締結を行う。
- (7) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて設置事業者の負担とする。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 10 その他

- (1) 公募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 見積合わせの結果にかかわらず、提出された申請書類等については、一切返還しない。
- (3) 自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出すること。

## 11 募集に関する問合せ先

羽島市役所総務部管財課

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地

電話：058-392-1111（内線2105）

FAX：058-394-0025

E-mail アドレス：kanzai@city.hashima.lg.jp

URL:<https://www.city.hashima.lg.jp/>